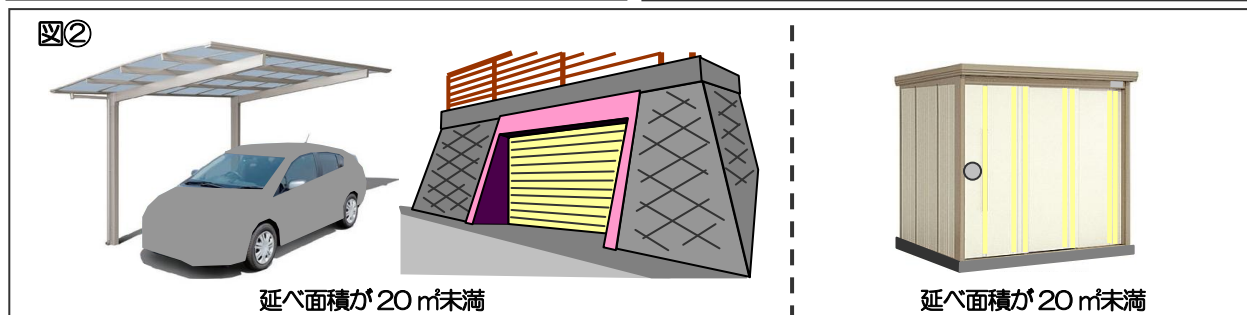
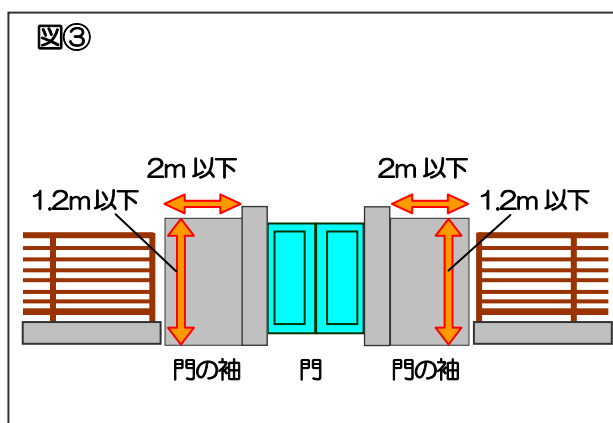
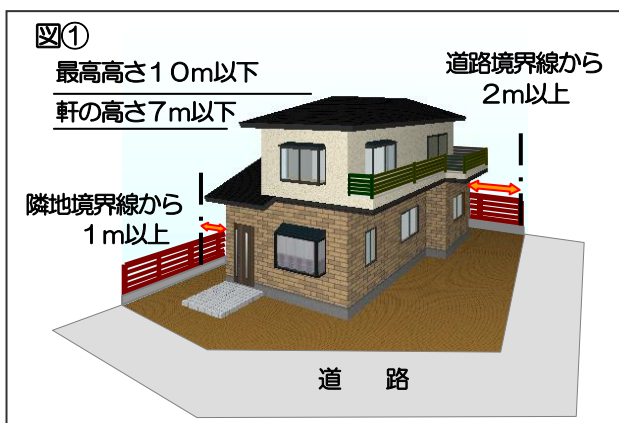


(2) 初音台地区計画 「\*」は地区整備計画の記載事項ではない

| 地区計画名                    |        | 初音台地区計画   |                  |
|--------------------------|--------|---|------------------|
| 用途地域                     |        | 第1種低層住居専用地域*  | 第2種住居地域*         |
| 防火地域・準防火地域               |        | —   |                  |
| 容積率／建蔽率                  |        | 80*／50*(角地緩和あり)   | 200*／60*(角地緩和あり) |
| 最低敷地面積                   |        | 165㎡  |                  |
|                          | 適用除外   | 上記の数値より小さい敷地でも、地区計画の決定以前から建物の敷地として使われているもので、そのまま建物の敷地として使う場合。ただし、登録が必要。   |                  |
| 高さの最高限度                  |        | 10m、7m(軒高)…下図①  |                  |
| 壁面の位置の制限                 | 道路境界から | 外壁面(又は柱面)まで2m以上(※)…下図①  |                  |
|                          | 隣地境界から | 外壁面(又は柱面)まで1m以上(※)…下図①  |                  |
|                          | 適用除外   | 別棟の車庫及び物置で延べ面積が20㎡未満のもの…下図②   |                  |
| 用途の制限<br>(建築することができる建築物) |        | (1) 1戸建て住宅<br>(2) 住宅で次に掲げる用途を兼ねるもの<br>(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のもので、かつ建築物の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)<br>ア 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で市長の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)<br>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗<br>ウ 理髪店及び美容院<br>エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設<br>オ 出力の合計が0.2kw以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房<br>(3) 共同住宅 (4) 集会場 (5) 幼稚園及び保育所 (6) 診療所<br>(7) 郵便局、巡査派出所及び消防施設 (8) (1)～(7)の建築物に付属するもの |                  |
| 設けることのできない工作物            |        | 地区内にある施設以外の施設のための広告塔、広告板及び案内板   |                  |
| 設けることのできない<br>いかき・柵の構造   |        | 道路に面した組積造・補強コンクリートブロック造・コンクリート造・その他これらに類する構造  |                  |
|                          | 適用除外   | 門の袖(高さ1.2m以下、長さ2m以下)や門…下図③  |                  |

※建築基準法で床面積に算入される出窓は、外壁面として扱う。

ベランダを設ける場合で、立ち上がりの材質によっては、ベランダの先端を外壁面として扱う場合あり。



# 初音台地区計画区域図

S=Free

